

公益的法人等への天理市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第14号

公益的法人等への天理市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

公益的法人等への天理市職員の派遣等に関する条例施行規則（令和 6 年 3 月天理市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 3 条第 4 号に規定する地方公営企業に勤務する職員をいう。）である派遣職員及び技能職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。）である派遣職員を除く。次条において同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。